

岩手県監査委員告示第13号

監査結果の公表（平成28年岩手県監査委員告示第41号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年3月3日

岩手県監査委員 高橋 元
 岩手県監査委員 嵯峨 壱朗
 岩手県監査委員 吉田 政司
 岩手県監査委員 工藤 洋子

1 (1) 監査対象機関名 政策地域部政策推進室

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成28年8月3日

イ 本監査実施日 平成28年8月29日

(3) 監査結果の公表の日 平成28年10月4日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
財産の管理に当たり、財産管理簿の整理がなされていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	財産管理事務については、所属内で相互確認を徹底するなど、組織的な管理を行い、再発防止に努めることとした。

2 (1) 監査対象機関名 県南広域振興局総務部

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成28年6月29日

イ 本監査実施日 平成28年8月4日

(3) 監査結果の公表の日 平成28年10月4日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
需用費の支出に当たり、債務確定後著しく遅れて支出しているものが2件、102,375円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支出手続きについては、案件が発生した際の情報共有を図るとともに、随時、支払状況を確認するなど、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。

3 (1) 監査対象機関名 沿岸広域振興局経営企画部

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成28年6月22日及び23日

イ 本監査実施日 平成28年8月4日

(3) 監査結果の公表の日 平成28年10月4日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
報償費の支出に当たり、履行確認後著しく遅れて支出しているものが3件、131,800円あったので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、前年度の監査の結果、指摘事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、部全体とし	支払の処理状況については、財務会計システムによる支出状況等で確認するとともに、確認結果については、毎月部の部内会議等において、情報共有を行うなど、組織的な意識改善を図り、再発防止に努めることとした。

での組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改善を図るなど、再発防止に努められたい。